別紙　１

資材の再資源化等に関する事項

（１）分別解体等の方法

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 作業内容 | 分別解体等の方法 |
|  | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
|  | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
|  | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
|  | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
|  | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
|  | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |

　　　（注）分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

（２）解体工事に要する費用（直接工事費）　　　　　　　　　　　円（税抜き）

　　　　（注）・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。

　　　　　　　・仮説費及び運搬費は含まない。

（３）再資源化等をする施設の名称及び所在地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定建設資材廃棄物の種類 | 施設の名称 | 所在地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

（４）再資源化等に要する費用（直接工事費）　　　　　　　　　　　円（税抜き）

　　（注）・運搬費を含む。